

尾張都市計画朝府地区計画（稲沢市決定）

名 称		朝府地区計画				
位 置		稲沢市朝府町の一部				
面 積		約 6.5 ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、名鉄国府宮駅の西方約 2.1 km に位置し、地区に接して広域幹線道路である都市計画道路西尾張中央道が通り、現に大規模小売店舗を始めとして、大小の店舗が立地し、商業系土地利用が図れている。</p> <p>そこで本計画では、建築物の適正誘導により、良好な商業地環境の維持、向上を図ることを目標とする。</p>				
	土地利用の方針	<p>広域幹線道路沿道の利便性を活かし、商業地形成を基本に土地利用を図るとともに、緑化による環境保全に努める。</p>				
	地区施設の整備方針	<p>地区内の主要区画道路を拡幅整備し、円滑な交通体系を確保する。</p>				
	建築物等の整備方針	<p>幹線道路沿道利用の利便性を活用し、良好な商業地環境の維持、向上を図るため、建築物等の用途の制限を行い、必要かつ十分な駐車スペースの確保及び、緑地の確保を図る。</p>				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道 路	名 称	幅 員	延 長	配 置
			道路 1 号	8 m	約 336 m	計画図表示のとおり
			道路 2 号	6 m	約 65 m	計画図表示のとおり

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の1階部分が住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿に供するもの 2 学校（専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 3 病院 4 工場（原動機を使用する工場で作業場の床面積が50平方メートル以下のもの、自家販売のための食品製造の作業場及び作業場の床面積の合計が150平方メートルを越えない自動車修理工場を除く。） 5 自動車教習所 6 畜舎（15平方メートル以下のものを除く。） 7 倉庫業を営む倉庫 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（石油類の販売に供するもの及び建築物に附属するものを除く。）
	土地利用の制限に関する事項	樹林地の保全に関する制限	<p>樹林地の木竹は、伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2 除伐、間伐等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採 3 枯損した木竹、危険な木竹及び仮植した木竹の伐採 4 測量、実施調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

「区域、地区施設の配置及び土地利用の制限の区域は計画図表示のとおり」